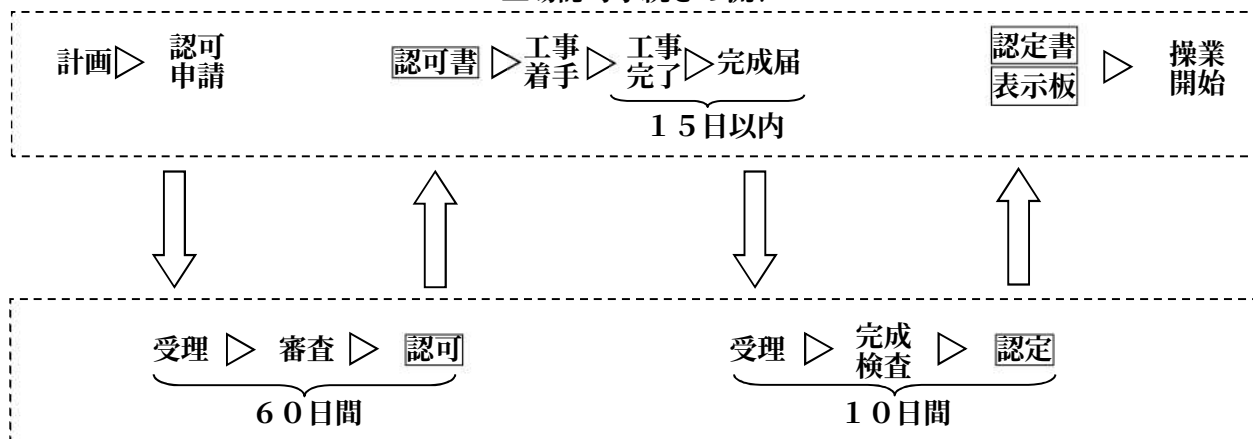


工場認可申請書の記載例

自動車整備工場編

工場認可手続きの流れ



<必要書類>

※書類は2部作成してください。(コピー可。)

チェック欄	申請に必要な書類
	工場認可（設置、変更）申請書（第7号様式その1）
	（その2）
	別紙 建物の棟別用途構造面積
	機械設備明細書
	別紙 騒音又は振動発生施設の構造等
	工場付近図
	敷地・建物配置図、給排水系統図
	平面図・機械配置図
	工場立面図（東西南北 4方向）

下記は、必要に応じて

チェック欄	申請に必要な書類
	別紙 ばい煙、粉じん、有害ガス又は悪臭の発生施設の構造・使用の方法
	別紙 ばい煙、粉じん、有害ガス又は悪臭の処理方法
	別紙 汚水の発生施設の構造等
	別紙 汚水の処理の方法
	騒音特定施設設置届出書
	振動特定施設設置届出書
	設置する機械や公害防止設備のカatalog、図面、仕様書、使用する化学物質の SDS 等

<申請手数料>

設置認可申請（初めての申請）		変更認可申請（2回目以降）
作業場面積	手数料	作業場面積を問わず 一律 7,600円
500㎡以下のもの	8,700円	
500㎡を超え、1,000㎡以下	14,200円	
1,000㎡を超えるもの	20,200円	

工場を設置するときには、建築基準法等、他の法令で規制を受ける場合がありますので事前にご相談ください。

大気汚染防止法のばい煙発生施設（ボイラー、冷温水発生器等）のことは、

東京都環境保全局 大気保全課 Tel 03-5388-3492

下水道法の特定施設（排水施設）のことは、

東京都下水道局東部第二下水道事務所 Tel 03-5680-1392

<問い合わせ>

江戸川区環境部環境課指導係

Tel 03-5662-1995

第7号様式（第30条関係）その1

工場設置
変更

認可申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

江戸川区長 殿

住所

〒132-8501
江戸川区中央1-4-1

氏名

株式会社 江戸川自動車
代表取締役 江戸川 太郎
電話 03-1234-5678

(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 第81条第1項 第82条第1項 の規定により認可を受けたいの
で、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

既認可番号等	認可番号・年月日	第 一 号	年	月	日
	変更事由	1 業 種	2 住 居 表 示	3 建 物	4 施 設
工場の名称	株式会社 江戸川自動車				
工場の所在地	〒132-8501 江戸川区中央1-4-1 tel 03-5662-1995				
地 域 等	用 途	地 域	水 域		
	準工業（特別工業地	日本産業分類の中分類 を記載してください	公共下水道		
業 種 ①	①自動車整備業		②整備、点検		
作業の種類 ②	普通自動車の整備、点検				
主要生産品目	取扱う車種を記載 してください				
資 本 金	3,000,000 円	作 業 時 間	9時00分から 17時00分まで（8時間）		
自動車の出入り口が 接する道路の幅員	6 m	100メートル以内の学 校・病院等の所在位置	有 無	△別紙（案内図）のとおり	
工事着手予定	〇〇年〇〇月〇〇日	工事完成予定	〇〇年〇〇月〇〇日		
従 業 員 数	5 人	常用雇用者数	5 人		
公害防止担当部課	担当部課	責任者氏名	工場長 江戸川 一郎		
連 絡 先	所 属 氏 名 電話番号 ファクシミリ番号	工場長 江戸川 一郎 03-1234-5678 03-1234-5679 電子メールアドレス			
※受 付 欄			※手 数 料		

備考 1 ※の欄には記入しないこと。
2 「既認可番号等」の欄は、変更認可申請時のみ記入すること。
3 △印の欄には、申請書に添付する各別紙に一連番号を付けた上、該当する別紙の番号を記入すること。
4 「用途地域」の欄には都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域を、「水域」の欄には条例別表第7 4の部の付表の水域細区分の欄に掲げる水域を記入すること。
5 「業種①、作業の種類②」の欄の「①」には日本標準産業分類の中分類項目を記入すること。また、「②」には条例別表第1に掲げる工場の種類を記入すること。
6 「100メートル以内の学校・病院等の所在位置」とは、工場の敷地の境界線から100メートル以内の学校及び病院並びに50メートル以内の保育所、診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園をいう。
7 「公害防止担当部課」の欄の「責任者氏名」には、公害防止管理者を置いている工場にあっては、公害防止管理者の氏名を記入すること。

その2

敷地・建物の状況	敷地面積	1 変更後（設置）	4 9 5 m ²	2 変更前	m ²
	建物の配置等	△別紙（配置図）のとおり			
	建物の棟別用途・構造・面積等	△別紙（配置図）のとおり			
	周囲の状況	△別紙（案内図）のとおり			
施設 の 状況	機械・設備等の施設		△別紙（機械設備明細書）のとおり		
	構造・配置・使用方法		△別紙（機械配置図）のとおり		
動力用電力の合計（kW）		その他の電力の合計（kW）	総燃料油使用量（リットル／日）	総用水量（m ³ ／日）	取水方法
1 1 7 . 8		1 2 . 0		1 . 5	上水道
2		機械設備明細書の数値と合せてください。		別紙汚水処理の方法の数値と合せてください。	
工場に取り扱う有害ガス又は有害物質		ほう素及びその化合物（エンジンオイル、ブレーキオイルに含有） SDS を添付してください。			
作 業 の 工 程		自動車入庫→ 下廻り洗浄→ 整備（オイル交換を含む）→ 点検→ ボディ一洗車→ 納車 （板金・塗装なし） 作業工程の流れをフローで記載してください。記入しきれないときには別紙としてください。			
		屋外の作業	なし		
公害防止措置の概要（一時的作業に伴う措置を含む。）		【騒音】工場外壁はALC板（厚100mm）、窓はアルミサッシ（網入りガラス）とし、開口部閉鎖で作業を行う。コンプレッサは環境省が指定した低振動型圧縮機を使用する。インパクトレンチは低騒音型を使用する。 【振動】機械設備はコンクリート基礎上に設置する。 【汚水】洗車の排水は油水分離槽を介して公共下水道へ放流する。 【有害ガス・悪臭】板金・塗装は行わない。 【土壌汚染】廃オイルは専用のドラム缶（蓋つき）に一時的に保管し、産業廃棄物業者に処理委託する。また、廃油タンクは防油堤内の地上置きとし、廃オイルがこぼれたときに地下浸透しないようにする。			

- 備考 1 「建物の配置等」、「建物の棟別用途・構造・面積等」及び「機械・設備等の施設」の欄の別紙は、それぞれ、施行規則第2条第2項及び第3項の別紙を使用すること。
- 2 「周囲の状況」の別紙は、近隣の建物の用途、構造及び配置並びに道路の状況等を明らかにした図面とすること。
- 3 「構造・配置・使用方法」欄の別紙は、施行規則別記第7号様式の別紙2から別紙7までのうち該当する様式を使用すること。
- 4 「動力用電力の合計」から「総排水量」までの欄は、設置認可申請時には「1」欄のみを記入すること。
- 5 「動力用電力の合計」の欄には原動機の定格出力の合計を、「その他の電力の合計」の欄には電熱用電力、電解用電力等、直接当該工場の作業の用に供する電力で動力用電力以外のものの合計を記入すること。
- 6 「工場に取り扱う有害ガス又は有害物質」の欄には、条例別表第3 有害ガスに掲げる物質又は別表第4 有害物質に掲げる物質のうち工場に取り扱っているものを記入すること。

記入しきれないときには別紙としてください。

別紙 建物の棟別用途構造面積

棟 番号	新・増・ 既設の別	用 途	階数	構 造	建築面積 ㎡	床 面 積 ㎡	作 業 場 面積 ㎡
1	新	作業場・事務所・ 住居	2	鉄骨造	224.4	455.6	192.1
合 計					224.4	455.6	192.1

建物が複数ある場合
にはそれぞれ記載し
てください

延べ床面積を記
載してください

撤去建物

棟 番号	新・増・ 既設の別	用 途	階数	構 造	建築面積 ㎡	床 面 積 ㎡	作 業 場 面積 ㎡
合 計							

機械設備明細書

施設番号は機械配置図の番号と同じにしてください

100V、200V に係らずモーターの出力を記入

ヒーターや溶接機等モーターのないものを記入

棟 番 号	施 設 番 号	新 既 増 撤	名 称	用 途	動 力 用 電 力			そ の 他 の 電 力		
				能 力	k w	数	k w 計	k w	数	k w 計
	1	新	温水洗浄機	車両洗浄	1.5	1	1.5			
	2	//	部品洗浄台	部品洗浄	0.2	1	0.2			
	3	//	コンプレッサー	空気圧縮 パッケージタイプ	7.5	1	7.5			
	4	//	二柱リフト	車両整備 3t	2.2	2	4.4			
	5	//	電気溶接機	部分溶接				12.0	1	12.0
	6	//	卓上ボール盤	穴あけ	0.4	1	0.4			
	7	//	ブレーキテスター	ブレーキ点検	3.0	1	3.0			
	8	//	サンダー	研磨	0.4	2	0.8			
	9	//	インパクトレンチ			2				
	10	//	油水分離槽	油水分離 三槽式		1				
	11		廃油入れドラム缶	180L		1				
既 設 残 計					k w			k w		
新 増 設 計					17.8 k w			12.0 k w		
撤 去 計					k w			k w		
合 計					17.8 k w			12.0 k w		

空気圧縮機の動力が7.5kw 以上の場合には騒音規制法・振動規制法の届出が必要です

公害防止設備も記載してください

備考 1. この用紙には工場としての作業に使用され、又は工場の活動に伴って発生するばい煙を防止するために設けられている機械設備を記入すること。

2. 「動力用電力」欄には、100V、200V に係らず原動機の出力数をkWで記入す

申請書 2 枚目の電力欄・その他の電力欄に記載する数値です。

別紙5 その1

汚水の発生施設の構造等									
工場における施設番号		1		機械設備明細書の施設番号・名称と同じにしてください					
種類・名称・型式		温水洗浄機							
使用開始（予定）年月日		○年○月○日							
構造									
主要寸法（m）		0.89×0.64×0.86		通常の作業時間・月あたりの作業日数を記載してください。					
使用状況	1日の使用時間・1月の使用日数	8:30時～17:30時 25日／月				時	時～	時	時
	季節変動	なし		日／月	日／月	日／月	日／月		
原材料	種類								
	使用量（1日あたり）								
	使用方法								
		通常	最大	通常	想定される一日当たりの排水量を記載してください。		最大	通常	最大
排水量（m ³ ／日）		1.5	2.5						
汚水の 水質 の 水 質	水素イオン濃度（pH）	5.8～8.6	5.8～8.6	汚水の水質については、「水素イオン濃度」「外観」「臭気」「温度」について記載してください。（下水道局に届出を行った場合には、その数値を記載してください）					
	生物化学的酸素要求量（mg／リットル）								
	化学的酸素要求量（mg／リットル）								
	浮遊物質（mg／リットル）								
	外観		異常無						
	臭気	なし	なし						
	温度（℃）		40以下						
	その他の項目	（ ）							
		（ ）							
		（ ）							
（ ）									
製品又は中間製品の取り出しに際しての廃液分離方法									

- 備考 1 「汚水の発生施設」とは、冷凍用冷却装置、ばい煙の洗浄装置、水質汚濁防止法施行例別表第1に掲げる施設等をいう。
- 2 「汚水の水質」欄のうちの「その他の項目」の欄には、条例別表第7 4の部(1)の表の(1)から(24)までに掲げる各項目、同別表 4の部(2)(7)の表の(8)から(17)までの項目並びに窒素含有量及び磷含有量のうち、汚水の発生施設から排出されるものをすべて記入すること。また、（ ）には、単位を記入すること。

別紙5 その

機械設備明細書の
施設番号・名称と
同じにしてください

水の処理の方法

処理施設の工場における施設番号		10		← 処理施設の機械設備明細書番号です										
処理する発生施設の工場における施設番号		1		← 発生施設の機械設備明細書番号です										
種類・名称・型式		油水分離槽												
使用開始（予定）年月日		〇年〇月〇日												
構造		FRP製 3槽式												
主要寸法（m）		0.7×2.3×1.0												
能力（m ³ /日）		2.5												
処理の方法		油水分離												
消耗 資材	資材名													
	用途													
	1日の使用量													
使用 状況	1日の使用時間 ・1月の使用日数	8:30時～17:30時 25日/月		時～時 日/月										
	季節変動	なし												
		処理前		処理後		処理前		処理後		処理前		処理後		
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
処理に係る 汚水量・水質	汚水量（m ³ /日）	1.5	2.5	1.5	2.5									
	水素イオン濃度(pH)	5.8～ 8.6	5.8～ 8.6	5.8～ 8.6	5.8～ 8.6									
	生物化学的酸素要求量 (mg/リットル)													
	化学的酸素要求量 (mg/リットル)													
	浮遊物質 量 (mg/リットル)													
	外観			油浮遊なし										
	臭気	なし		なし										
	温度（℃）		<40	常温	<40									
	項 目 の 他 の	()												
		()												
()														
()														
各排水口 の汚水量・水質	排水口番号			汚水量 (m ³ /日)	水素イオン 濃度	生物化学的 酸素要求量 (mg/リットル)	化学的 酸素要求量 (mg/リットル)	浮遊 物質 量 (mg/リットル)	外観	臭気	温度 (℃)	その他の項目		
		通常	1.5	7					油	なし	常温	()	()	()
		最大	2.5	基準内					なし		<40			
		通常												
		最大												
残 さ	種類	汚泥												
	生成量（kg/日）	0.25 kg/日												
	処理方法の概要	廃棄物処理業者に委託												

- 備考 1 「処理施設」とは、工場に設置されている施設であって、発生施設等から排出される汚水処理するためのものをいう。
- 2 「処理に係る汚水量・水質」欄及び「各排水口の汚水量・水質」欄中の「その他の項目」の欄には、条別表第7 4の部(1)の表の(1)から(24)までに掲げる各項目、同別表 4の部(2)(7)の表の(8)から(17)までの項目並びに窒素含有量及び燐含有量のうち、汚水の処理施設又は工場から排出されるものをすべて記入すること。また、()には、単位を記入すること。
- 3 「各排水口の汚水量・水質」欄には、工場の各排水口から排出される総汚水量及びその水質を記入すること。

別紙 6

機械設備明細書と同じ
の施設番号・名称・KW
数を記載してください。

騒音又は振動発生施設の構造等

工場における施設番号		1	3	8	9
種類・名称・型式		温水洗浄機	コンプレッサー	サンダー	インパクトレンチ
公称能力		1.5kw	7.5kw	0.4kw	
数		1	1	2	2
使用開始（予定）年月日		○年○月○日	○年○月○日	○年○月○日	○年○月○日
使用状況	1日の使用時間・ 1月の使用日数	8時～17時 25日／月	8時～17時 25日／月	8時～17時 25日／月	8時～17時 25日／月
	季節変動	なし	なし	なし	なし
騒音又は振動の防止の方法		〔騒音〕工場外壁はALC板（厚100mm）、窓はアルミサッシ（網入りガラス）とし、開口部閉鎖で作業を行う。 コンプレッサーは低騒音型（パッケージタイプ）を使用する。 インパクトレンチは低騒音型とする。 〔振動〕機械設備はコンクリート基礎上に設置する。			
事業用自動車	第7号様式その2（申請書2枚目）の公害防止措置の概要の騒音・振動に係る内容を記載してください。	貨物自動車	普通自動車		
	用途	運搬	整備、点検	自社、他社全てを記入。	
	積載量	2t			
	台数	1	5		
	1時間当りの出入回数		2時間に1回		
	1日当たりの出入回数	2	10		

備考 1 「騒音又は振動発生施設とは、金属圧延機械、プレス機械等騒音又は振動を発生する施設をいう。

2 「騒音又は振動の防止の方法」欄には、消音器、つり基礎、遮音塀等騒音又は振動の防止に関して講ずる措置を記入すること。できる限り図面、表等を利用すること。

様式第 1

特 定 施 設 設 置 届 出 書

〇〇年 〇月 〇〇日

江戸川区長 殿

住 所 〒132-8501
江戸川区中央 1－4－1
氏 名 株式会社 環境推進自動車
代表取締役 環境 太郎
電話 03-1234-5678

騒音規制法第 6 条第 1 項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	株式会社環境推進自動車		※ 整 理 番 号		
工場又は事業場の所在地	江戸川区中央 1－4－1		※受理年月日	年	月 日
工場又は事業場の事業内容	自動車整備業		※ 施 設 番 号		
常時使用する従業員数	5人		※ 審 査 結 果		
△騒音の防止の方法	別紙のとおり		※ 備 考		
特定施設の種類の	形式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)
空気圧縮機	パッケージタイプ	7.5 kW	1	9：00	17：00

備考 1 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第 1 に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときにはその記号並びに名称を記載すること。
2 騒音の防止の方法欄の記載については、別紙によることとし、消音機の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
3 ※印の欄には、記載しないこと。
4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。

特定施設設置届出書

〇〇年 〇月 〇〇日

江戸川区長 殿

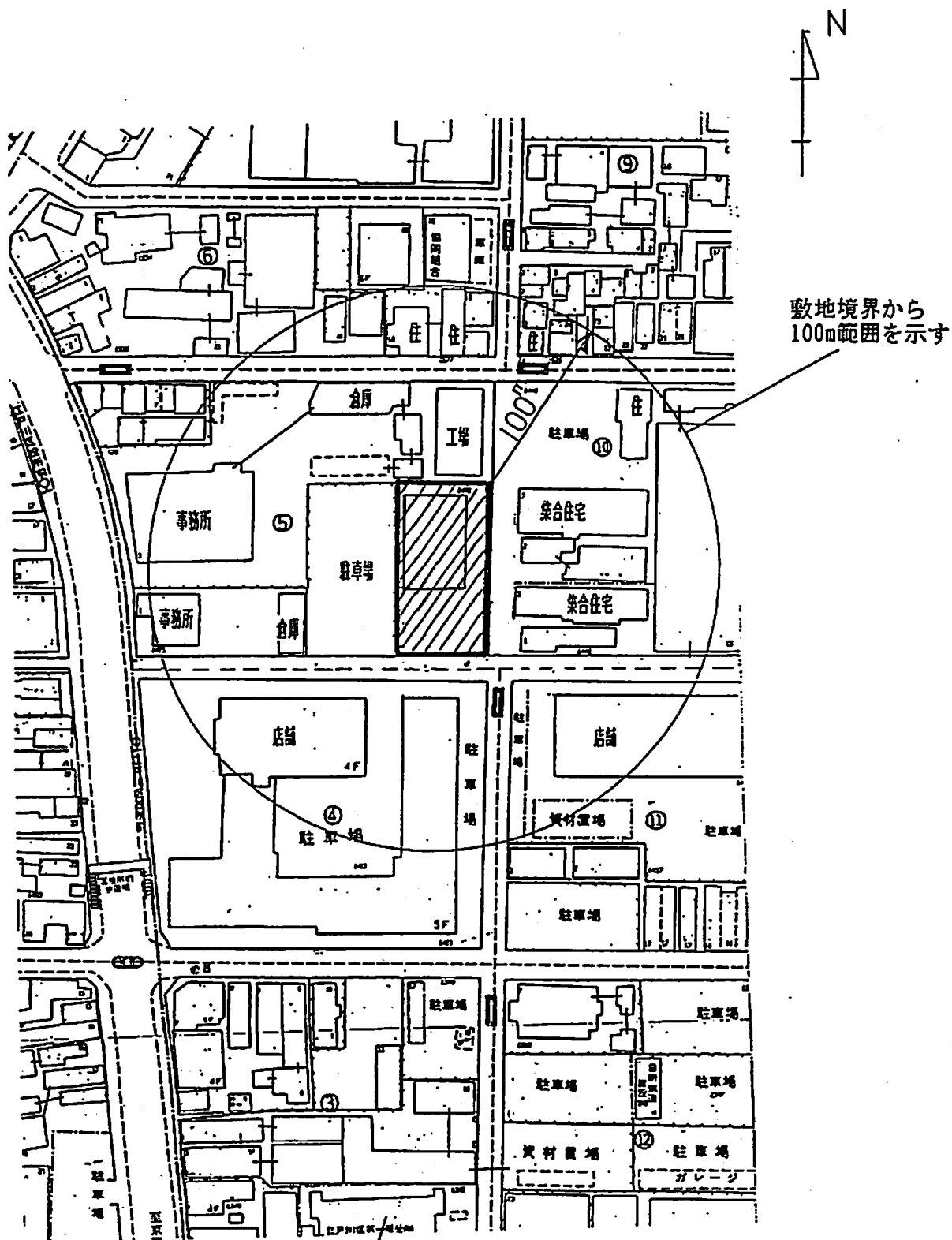
住 所 〒132-8501
江戸川区中央1－4－1
氏 名 株式会社 環境推進自動車
代表取締役 環境 太郎
電話 03-1234-5678

振動規制法第6条第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	株式会社環境推進自動車		※ 整理番号		
工場又は事業場の所在地	江戸川区中央1－4－1		※受理年月日	年	月 日
工場又は事業場の事業内容	自動車整備業		※ 施設番号		
常時使用する従業員数	5人		※ 審査結果		
△騒音の防止の方法	別紙のとおり		※ 備考		
特定施設の種類の	形式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)
圧縮機	パッケージタイプ	7.5 kW	1	9：00	17：00

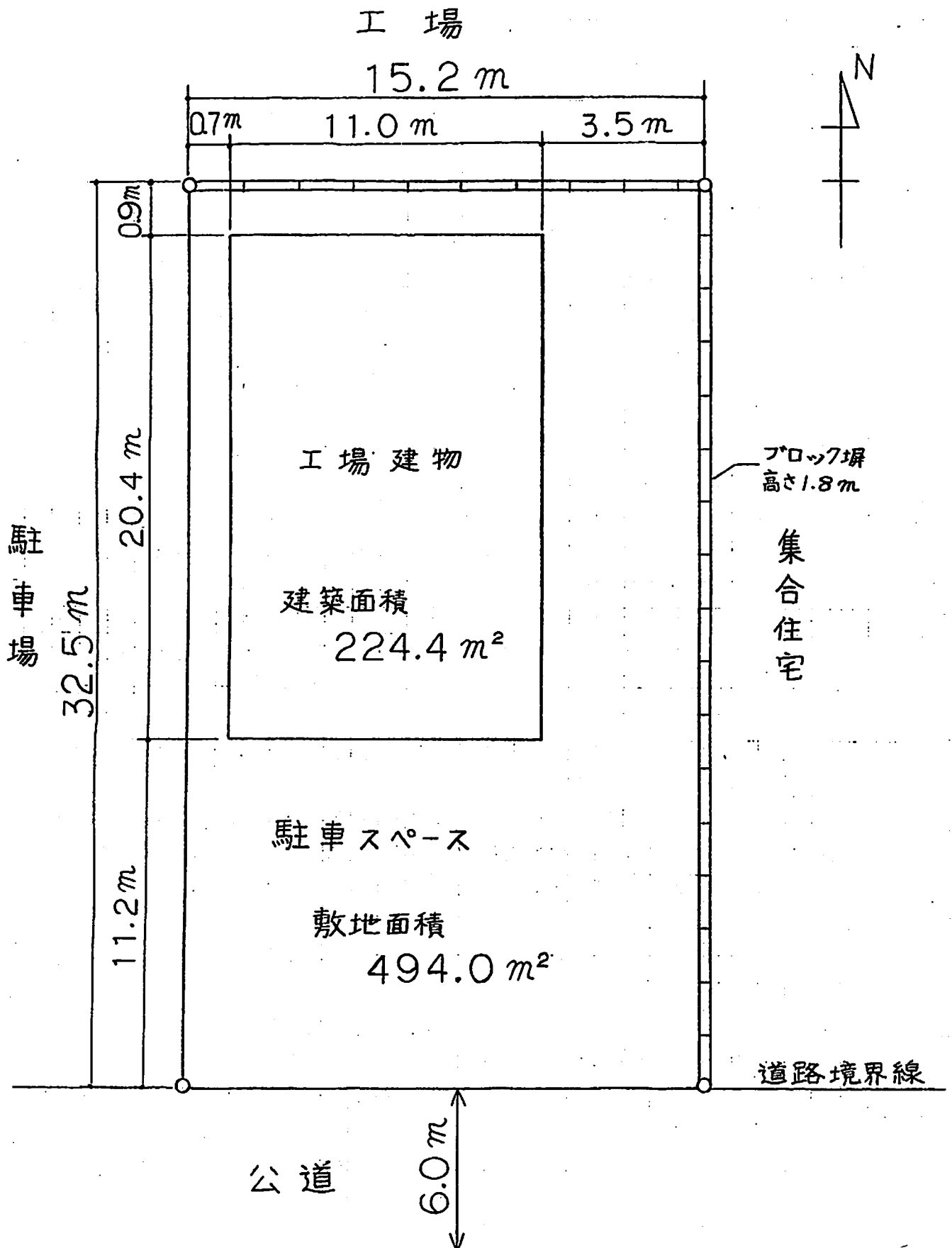
備考 1 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときにはその記号並びに名称を記載すること。
2 振動の防止の方法欄の記載については、別紙によることとし、吊（つり）基礎、直接支持基礎（板ばね、コイルばね等を使用するもの）空気ばねの設置等振動の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
3 ※印の欄には、記載しないこと。
4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

工場付近図

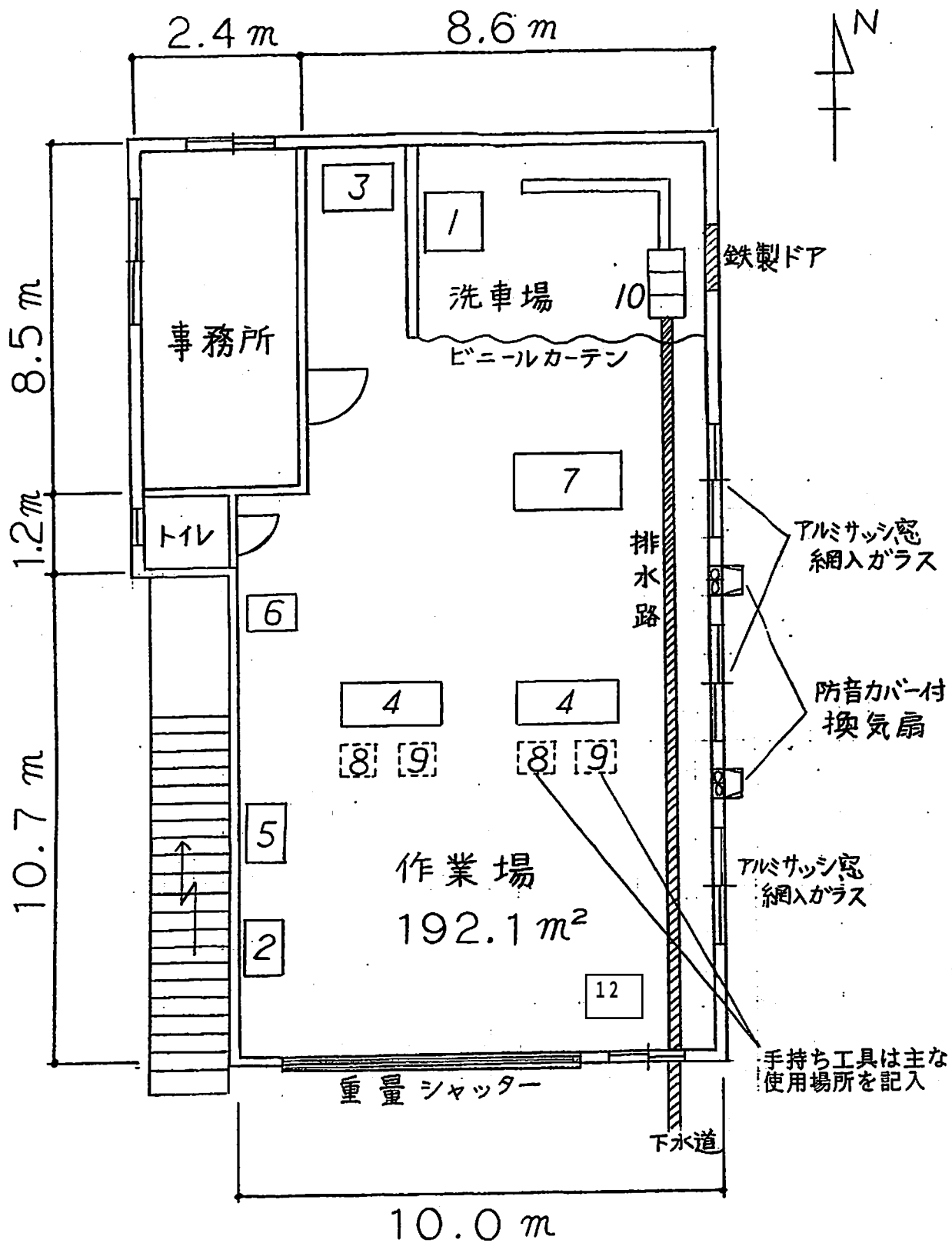


周囲の建物の用途がわかる地図

敷地・建物配置図



平面図・機械配置図

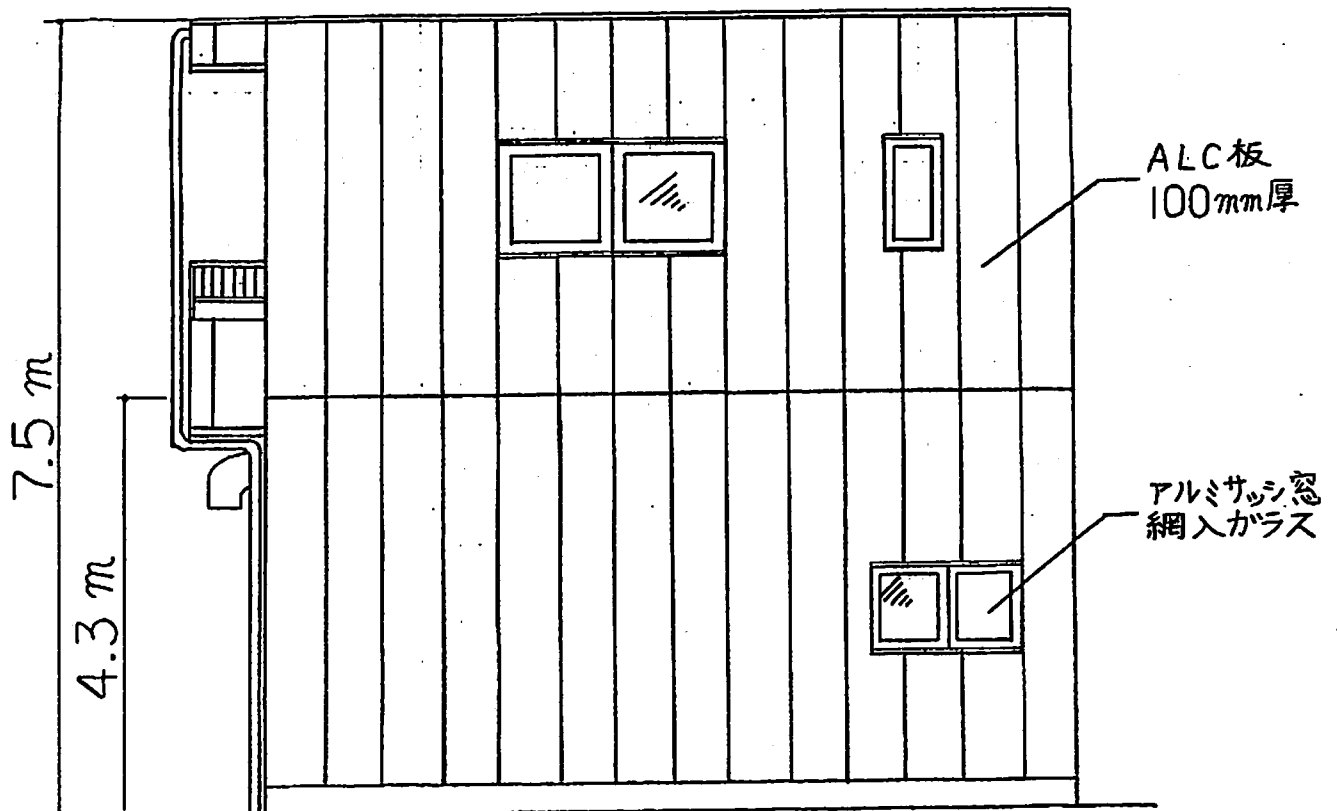


2 階
住居1 階
作業場
事務所防音カバー付
換気扇

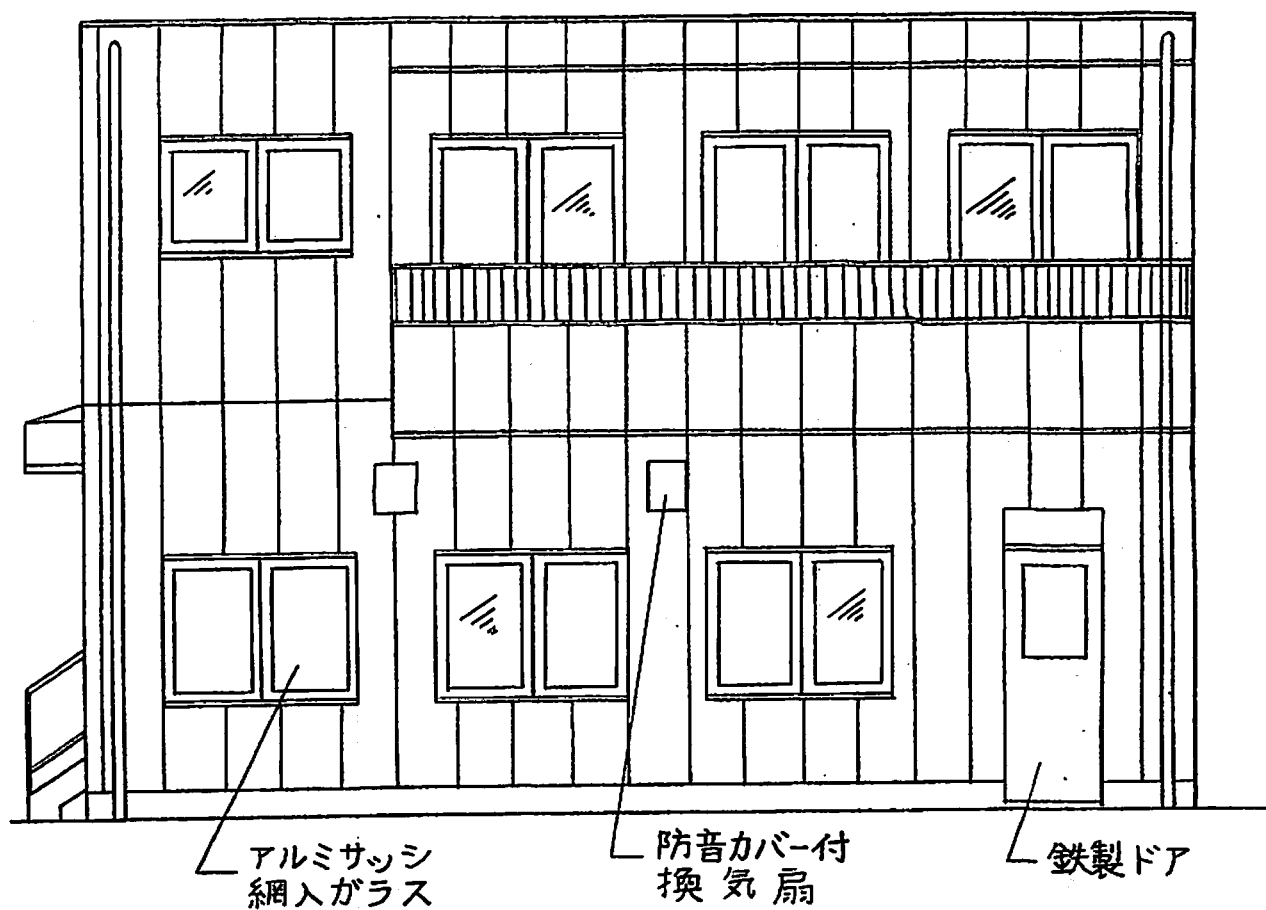
重量シャッター

アルミサッシ窓
網入ガラス

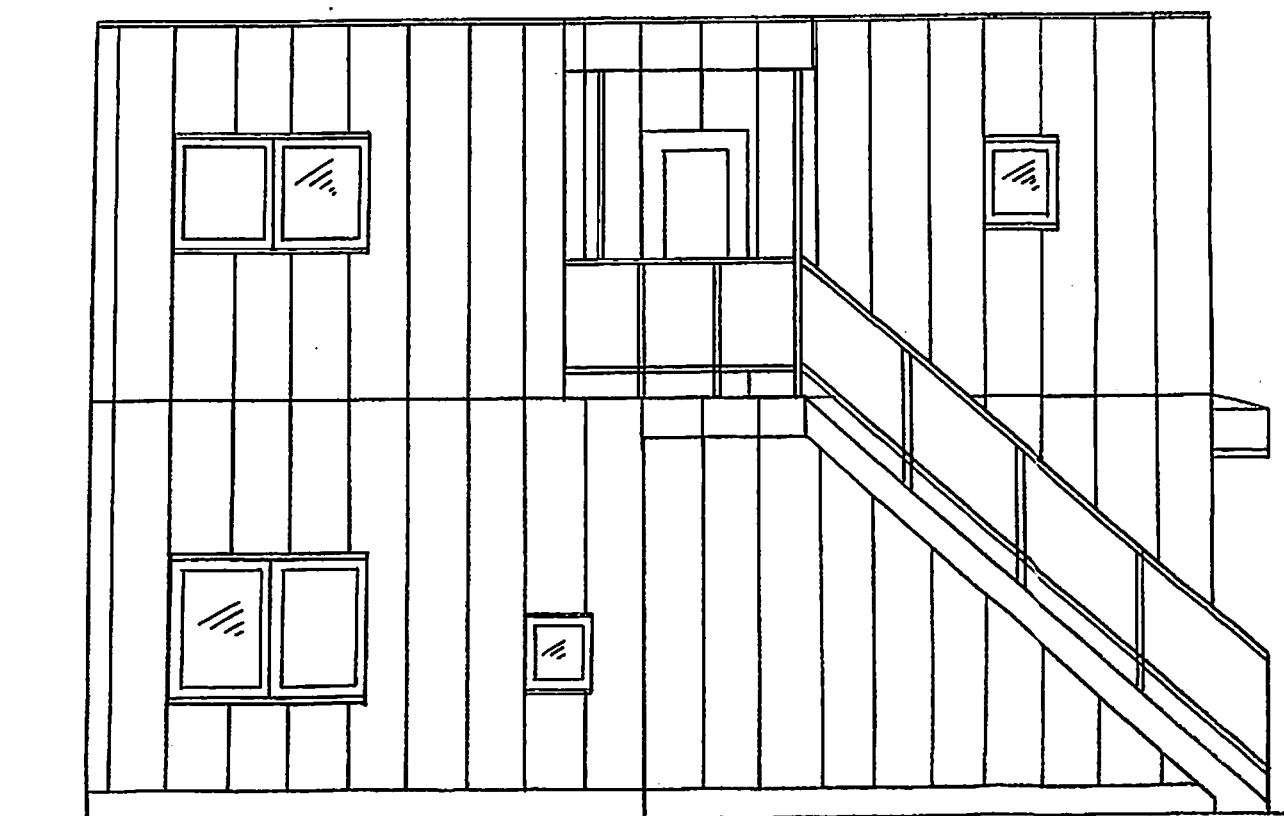
南 立 面



北 立 面



東 立 面



西 立 面

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年条例第215号)(抜粋)

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減及び公害の防止のために必要な措置を講ずるとともに、知事が行う環境への負荷の低減及び公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、環境への負荷の低減及び公害の防止のために従業員の訓練体制その他必要な管理体制の整備に努めるとともに、その管理に係る環境への負荷の状況について把握し、並びに公害の発生源、発生原因及び発生状況を常時監視しなければならない。

(規制基準の遵守等)

第68条 工場又は指定作業場を設置している者は、当該工場又は指定作業場から、規制基準(規制基準を定めていないものについては、人の健康に又は生活環境に障害を及ぼす恐れのない程度)を超えるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の発生(汚水については、地下への浸透を含む。第74条及び第95条を除き、以下同じ。)をさせてはならない。

(へい等の設置)

第77条 工場又は指定作業場においては、第68条第1項に規定する規制基準が適用されない一時的な作業等に伴って発生する騒音、振動又は粉じんを防止するために必要なへいその他の設備を設けなければならない。

(屋外作業の制限)

第80条 工場においては、作業の性質上やむを得ない場合を除き、屋外で騒音、振動又は粉じんを発生させる作業をしてはならない。

(工場の設置の認可)

第81条 工場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の認可を受けなければならない。

2 前項の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 工場の名称及び所在地
- 三 業種並びに作業の種類及び方法
- 四 建物及び施設の構造及び配置
- 五 ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の防止の方法
- 六 自動車の出入口が接する道路の幅員
- 七 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(工場の変更の認可)

第82条 既に設置している工場に係る前条第2項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の認可を受けなければならない。ただし、軽微な変更であって規則で定めるものについては、この限りではない。

(完成届、認定及び使用開始の制限)

第84条 第81条第1項又は第82条第1項の規定による認可を受けた者は、当該認可に係る工場の設置又は変更(工事を伴うものに限る。)の工事が完成したときは、その日から15日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があった場合においては、当該届出に係る工場が認可の内容及び条件に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果適合していると認めるときは、その旨を認定しなければならない。

3 第81条第1項又は第82条第1項の規定による認可を受けた者は、第1項の規定による届出をする必要がある場合は、前項の規定による知事の認定を受けた後でなければ、当該届出に係る工場又は工場の変更部分の使用を開始してはならない。

(変更届及び廃止届)

第87条 第81条第1項の規定による認可を受けた者は、当該認可に係る同条第2項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該認可に係る工場を廃止したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(承継)

第88条 第81条第1項の規定による認可を受けた者から当該認可に係る工場を譲り受け、又は借り受けた者は、当該工場に係る当該認可を受けた者の地位を承継する。

2 第81条第1項の規定による認可を受けた者について相続、合併又は分割(当該認可に係る工場を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該工場を承継した法人は、当該認可を受けた者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第81条第1項の規定による認可を受けた者の地位を承継した者は、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。